

作成日：2012年1月5日

インドネシア共和国

特許庁の所在地：

Department of Law and Legislation, Directorate General of Intellectual Property

Direktorat Jenderal Hak Cipta, Paten dan Merek,
Departemen kehakiman R. I., Jl. Daan Mogot Km. 24,
Tangerang 15119,
Indonesia

Tel : 62 21 552 4992

Fax : 62 21 552 5366

Website : <http://www.dgip.go.id>

商標制度

1. 現行法令について

2001年8月1日に施行された商標法が適用されております。現在の商標法は、基本的にTRIPS協定との整合性が図れています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書4通

① 出願人の住所、氏名、国籍

② 商品又はサービスのリスト

2007年3月15日現在、1出願で3区分までの商品・サービスを指定することができます。

③ 基礎出願の出願日及び出願国（優先権を主張する場合）

④ 色彩の表示（色彩商標の場合）

⑤ 商標の意味又は音訳（外国語又はアルファベット以外の場合）

(2) 商標見本30通

商標見本にはいかなる付加的要素（「TM」など）も記載してはなりません。

(3) 商標所有権宣言書

出願に係る商標は出願人が正当所有者であり、他人の商標を実質的に模倣したものではないことを宣言するものです。出願人が署名し、インドネシア語による翻訳が必要となります。

(4) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(5) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 委任状

出願人が署名します。公証は必要ではありません。

(7) 団体商標の場合

「商標の使用管理規則」の写しが必要となります。インドネシア語の翻訳も必要です。

(8) 所定の手数料の支払い証拠

3. 料金表（単位：インドネシアルピア（IDR））

商標出願

* 3区分まで 600000

* 4区分以降の1区分 500000

4. 料金減免制度について

商標出願についての減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願については、絶対的拒絶理由、相対的拒絶理由についての実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願は審査後に出願公告されますので、出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願をする前に、知的所有権総局に対して、予備的な公的調査を請求することができますが、その調査結果は知的所有権総局の審査を拘束するものではありません。

- (1) 商標出願については最初に方式審査が行われます。方式要件に不備がある場合には、2ヶ月以内に不備を是正するよう指令が発せられます。この期間内に不備を是正しない場合には、商標出願は取り下げられたものとみなされます。
- (2) 方式要件を満たした商標出願は、以下に述べる絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由についての実体審査が行われます。実体審査は、出願から30日以内に開始され、開始から9ヶ月以内に完了するように行われます。

【絶対的拒絶理由】

- ① 識別力のない標章
- ② 既に公的な財産となっている標章
- ③ 公序良俗に反する商標
- ④ 商品・サービスの情報を構成する標章、又は商品・サービスに関連する標章
- ⑤ 悪意で出願された商標

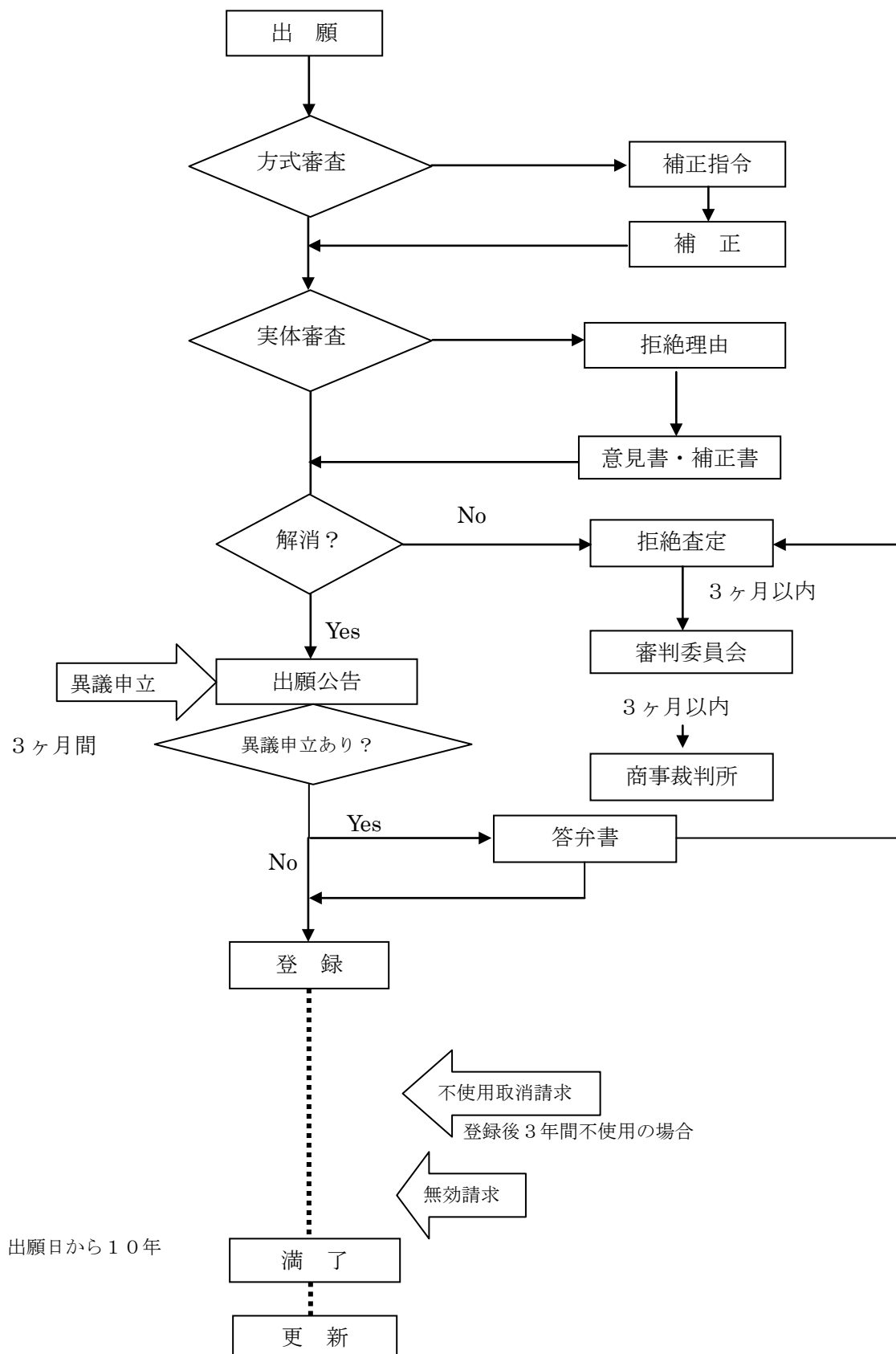
【相対的拒絶理由】

- ① 先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
- ② 未登録周知商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
- ③ 地理的表示と同一又は類似の商標
- ④ 他人の著作権、意匠権その他の知的所有権を侵害する商標
- ⑤ 不正競争を生じさせる商標

- ⑥ 著名な他人の氏名、写真、商号と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
 - ⑦ 国、国際機関等の公的な名称、記章、紋章、印章、証印等と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
- (3) 商標出願が上記のいずれかの拒絶理由に該当する場合には、出願人にその旨の通知がなされます。出願人は、30日以内に拒絶理由に対する反論、意見を述べることができます。最終的に出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に商標審判委員会に審判を請求することができます。審判の審決に不服がある場合には、3ヶ月以内に管轄商事裁判所に上訴することができます。

出願が拒絶理由に該当しない場合には、許可決定がなされ、商標出願は出願公告されます。出願公告から3ヶ月間、何人も異議申立を行うことができます。異議申立があった場合には、14日以内に異議申立書のコピーが出願人に送付され、出願人は2ヶ月以内に答弁することができます。異議申立の審査は、2ヶ月以内に終了するように行われます。

出願公告後に異議申立がなかった場合、あるいは異議申立の理由が認められなかった場合には、商標出願は登録され、登録証が発行されます。商標登録により商標権が発生します。



9. 存続期間及びその起算日

(1) 存続期間

商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。存続期間は更新登録出願により、10年間ごとに更新することができます。

(2) 更新登録

商標登録を更新するためには、以下の手続きが必要です。

① 更新登録出願期限

存続期間満了前12ヶ月以内に、知的所有権総局に対して更新出願を行う必要があります。この期間について猶予期間はありませんので注意が必要です。

② 必要書類

* 更新登録出願の願書4通

* 使用に関する陳述書（使用証拠は要求された場合のみ必要です）

* 商標見本30通

* 委任状（出願人が署名）

* 所定の手数料の支払い

③ 商標権の内容の変更

指定商品・サービスを減縮することが認められています。

④ 更新出願の審査

更新出願に係る商標が、他人の周知商標と同一又は類似している場合には、更新出願は拒絶されます。更新の拒絶に対しては、管轄裁判所に不服申し立てを行うことができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありませんが、登録から3年間登録商標を使用していない場合には、職権又は申し立てにより登録が取り消される場合があります。

11. 保護対象

商標とは、自己の商品又はサービスを、他人の同種の商品又はサービスから識別するために使用される標章をいいます。具体的には、文字、図形、絵、名前、言葉等、又はこれらと色彩の組み合わせであって商業的に使用されるものをいいます。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく指定商品又はサービスについて3年以上使用されていないときは職権又は第三者の請求により登録を取り消されることがあります。正当な理由とは、商品の輸入・販売の禁止など客観的なものであることが必要です。商

標権者が使用していなくてもライセンシーが使用していれば登録は取り消されません。

(2) 団体商標

団体商標とは、同一の特徴を有し、複数の自然人若しくは法人によって取引される商品又はサービスについて、他人の同一の商品又はサービスから識別するために使用される商用をいいます。

団体商標として登録されるためには、団体商標を管理する者が出願を行い、出願時に商標の使用に関する規則のコピーを提出しなければなりません。通常の商標の登録要件に加えて、商標の使用に関する契約の要件が充足されているかの審査も行われます。

(3) 譲渡

商標権は事業とともに、あるいは事業とは別の譲渡することができます。但し、サービスマークに係る商標権の場合には、提供するサービスの質が十分に保障される者にのみ譲渡することができます。譲渡は、知的所有権総局に登録しなければ第三者に対して譲渡の効力を主張することはできません。出願中の商標出願については、譲渡の登録をすることができませんので注意が必要です。商標権の譲渡の登録を行うには以下の書類が必要となります。

【譲渡の登録に必要な書類】

① 申請書

商標の番号、譲渡人・譲受人の住所、氏名、国籍を記載。

② 譲渡証書

譲渡人・譲受人の双方が署名し、公証を受ける必要があります。インドネシア語への翻訳も必要です。

③ 譲受人による使用陳述書

インドネシア語への翻訳も必要です。

④ 登録証

⑤ 委任状

⑥ 所定の手数料の支払い

なお、団体商標に係る商標権の譲渡の場合には、商標の使用に関する契約に基づき効果的な管理を行うことができる者に対してのみ譲渡が認められます。

(4) ライセンス

登録商標について、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。

ライセンスは、商品・サービスの一部について、あるいは使用地域を限定して許諾することも可能ですが、商標権の存続期間を超えた期間を設定することはできません。また、ライセンスは登録しなければその効力を有しないものとされていますので、必ず登録する必要がありますが、インドネシア経済を害する条項が含まれてい

る場合には登録が拒絶される場合があります。

(5) 周知・著名商標

周知・著名商標は、商標登録されていない場合でも、他人の商標登録を排除することができます。排除できる範囲は、周知・著名商標と同一又は類似の商標であって、商品・サービスが同一又は類似の範囲のみならず、非類似の商品・サービスについても排除できる場合があるようです。また、周知・著名商標は商標法のみならず、不正競争防止法においても保護されています。

(6) 無効・取消し

商標登録から5年以内であれば、利害関係人は当該商標登録の無効を請求することができます。無効理由は実体的登録要件と同じで、無効請求は管轄商事裁判所に対して行います。

団体商標の場合には、利害関係人は以下の理由により登録の取消し請求ができます。

- * 登録日又は最後の使用からから3年連続して使用されていない
- * 登録された以外の商品・サービスについて使用されている
- * 使用契約に違反した使用がなされている

(7) 地理的表示（原産地名称）

出願をすることにより、地理的表示の登録を受けることができます。地理的表示の登録を受けることができる者は、その地域において天然生産物等の事業を行っている者、手工芸品又は工業製品を製造する者等（協同組合、協会等）であり、商標出願と同様に方式要件、実体要件の審査を経て登録されます。